

車いす安全整備士の会 会則

(名称)

第1条 本会は、車いす安全整備士の会と称する。

(事務所)

第2条 本会の運営事務局及び事務所は(社)日本福祉用具評価センターとする。

(目的)

第3条 本会は、車いす安全整備士の認知度の向上並びに当該有資格者への情報発信を目的とし、2020年3月1日設立する。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 車いす安全整備士養成講座及び当該資格に関する認知度普及活動
- (2) 当該養成講座における更新内容に関する情報提供
- (3) 福祉用具に関する情報提供
- (4) 会員専用団体保険の加入退会受付

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、当該有資格者の運営事務局職員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、本会のホームページより、車いす安全整備士の会会員登録入会申込書を送信し、会費を納付する。

(会費)

第7条 会員ごとに、4月1日から9月30日までに会員たる者は年会費8,000円、10月1日～3月30日に会員たる者は年会費4,000円とし、会員登録後に継続して会員たる者は年会費8,000円とし、会員たる期間は4月1日より翌年3月31日とする。初回納入は、会員たる月の前月20日申込締切り同月25日とする。

尚、途中退会による返金を行わない。

(退会)

第8条 会員は、退会の意向を本会にメールを使用して提出することにより、退会の意思表示を行った年度末の3月31日をもって退会となる。

また、本会運営事務局は、公序良俗に反する行為や車いす安全整備士を著しく貶める行為があったと判断した場合は、対象者に対して、本ウェブサイト閲覧のパスワード配信を停止し、次年度以降の会員継続のための更新申請を受け付けない権限を持つ。

附則

- 1 この会則は、2020年3月1日から施行する。